

26 事第 326 号
平成 26 年 8 月 14 日

関係各位様

事業推進課長

大気汚染防止法の改正に伴う解体等工事に関する事務手続の取扱いについて（通知）

平成 26 年 5 月 29 日付け環水大大第 1405294 号「大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行等について」において、大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）が改正され、解体等工事に関する手続が変更されました。これに伴い、岡崎市発注工事における事務手続の取扱いについて別紙のとおり定めましたので、関係各位におかれましては遺漏のないように対応してください。

一連の資料は、以下の URL にて入手できますのでご活用下さい。

<http://www.city.okazaki.aichi.jp/1400/1401/p001134.html>

担当：事業推進課総務調整班 津田 6634

・ 大気汚染防止法の改正について

1 主な改正点

(1) 特定粉じん排出等作業の実施の届出義務者の変更

届出の義務者が特定工事の施工者から発注者又は自主施工者に変更

(2) 解体等工事の事前調査義務等の追加

解体等工事の受注者等の責務

ア 当該工事が特定工事に該当するか否かの調査を実施

イ 調査結果を発注者に書面で説明

ウ 特定工事に該当する場合は届出事項を発注者に書面で説明

エ 調査結果を解体等工事の場所に掲示

※ 上記ア及びイ並びにエは届出対象の有無に関わらず、建築物解体工事、道路補修工事、上下水道の配管布設替工事等を含む全ての解体等工事に必要です。

※ 平成18年9月1日に石綿（アスベスト）の使用等が全面禁止されたため、同日以降に新築、改築又は増築の工事に着手した建築物等のみ解体等工事する場合は事前調査の必要はありません。

※ 発注者は、事前調査の費用の適正負担、情報提供等必要な措置を講じ、調査に協力しなければなりません。

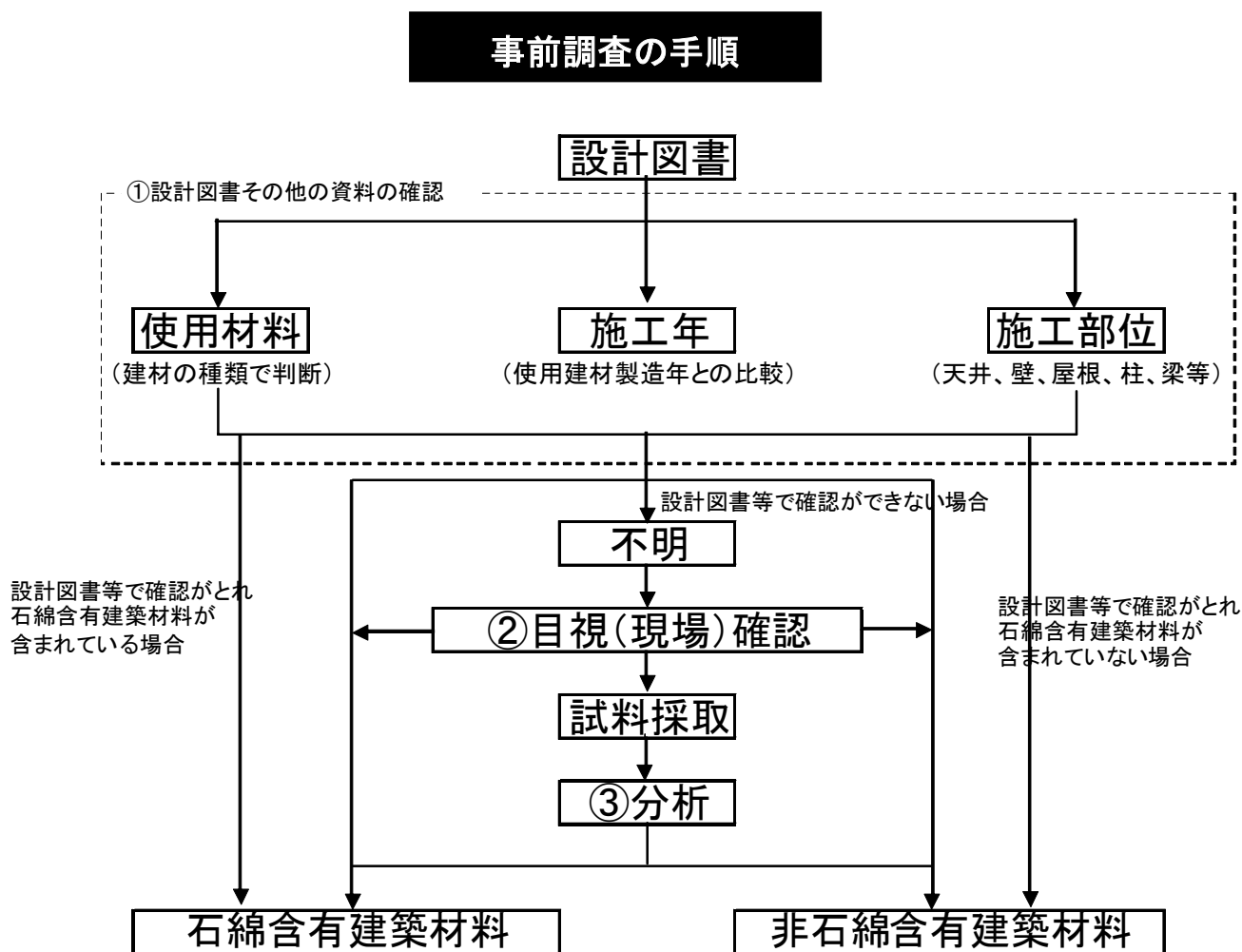
ここで、解体等工事とは「建築物等（建築物その他の工作物）を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事」と定義されており、建築物とは「建築基準法第2条第1号に規定される建築物を基本としており、建物本体のほか、建物に設ける建築設備（電気、ガス、給排水、換気、冷暖房、消火、排煙若しくは汚物処理の設備又は煙突等）等が含まれる。」とされ、さらに工作物とは「民法や過去の判例によるものを基本としているため、土地に接着して人工的作為を加えることによって成立した物が該当する。過去の判例によって土地の工作物として取り扱われたものとしては、建物、道路、橋、堤防等の建造物、排水用トンネル、堤防内の埋管、崖のコンクリート擁壁、電柱及び電線、小学校の遊動円棒、作業用足場等がある。」と定義されている。

工作物の中に道路、橋、排水用トンネル等と記載されているため、土木工事の構造物等の取壊しにおいても大気汚染防止法の適用を受けることとなる。

今回、大気汚染防止法が改正された中に事前調査及び現場掲示等の義務が生じたため、岡崎市の発注工事に対して事務手続きの取り扱いについて設定することとする。

・事前調査の手順

事前調査の例を下記に示す。



上記のフロー図の手順に従い、それぞれ次のように実施してください。

① 設計図書その他の資料の確認

建築や改修当時の材料、工法などが記載されている設計図書や施工記録などから、石綿含有建築材料の可能性のあるものを洗い出し、施工年と使用建材の製造時期との照合を行って、石綿含有の有無を確認します。

<参考> 石綿（アスベスト）建材データベース

URL： <http://www.asbestos-database.jp/>（国土交通省、経済産業省）

② 目視（現場確認）

①の調査を行った結果、石綿の有無が不明であった場合、目視による（現場）調査を行います。石綿含有建築材料の使用箇所がその種類からある程度特定されることが多いことから、目視により使用の可能性を判断したり、成形板については、“a”マーク、商品名、製品番号等を調べることによって石綿含有の識別を行います。ただし“a”マークが記載されていない場合でも、石綿が含有している場合があるので注意が必要です。これらの方法で明らかにならないときは、目視だけでは石綿含有の有無の確認は極めて困難であることから、この場合は分析を行います。

③ 分析

①及び②の方法によって建築物等における石綿含有建築材料の使用の有無等を確認することができないときは、建築物等の建材の一部を試料として採取し、日本工業規格A1481-1、日本工業規格A1481-2又は日本工業規格A1481-3により当該試料中の石綿の含有の状況の分析を行います。

なお、この分析法は高度の専門技術が必要とされるため、石綿の同定に必要な技術、経験を有する分析機関に依頼してください。(分析機関についての問合せ先 社団法人日本作業環境測定協会 精度管理センター URL: <http://www.jawe.or.jp/>)

また、石綿含有建築材料とみなす方法として①及び②の方法によって石綿含有建築材料の使用の有無等を確認することができないとき、③による分析を行わずに、石綿含有建築材料とみなして工事を行うことができます。その場合は、それぞれの建材に見合った届出手続きや各種法令に定められた作業基準の遵守、廃棄物処理等の必要な措置を講ずる必要があります。

なお、吹付け材に関しては石綿含有建築材料とみなして工事を行うことができませんので、①及び②の方法によって石綿含有建築材料の使用の有無が明らかにならなかった場合は③による分析を行ってください。

ここで、平成26年5月29日付け環水大大発第1405294号「大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行等について」第3の2解体等工事に係る調査において、特定粉じん排出等作業の実施の届出を行う前段階として、解体等工事の受注者及び解体等工事を請負契約によらないで自ら施工する者は(以下「自主施工者」という。)は、当該解体等工事が特定工事に該当するか否かについて調査を行わなければならないこととした。とあり、特定工事とは、特定建築材料が使用されている建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う工事である。また、特定建築材料とは、吹付け石綿、石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材とされている。事前調査の主旨としては、上記特定建築材料がこれから解体、改造、又は補修する建築物その他の工作物に含まれているかを事前に調査を行うことと解釈される。故に発注者として解体工事等を行う受注者に対して① 設計図書その他の資料を提供すること、それが出来なければ、② 目視(現場確認)において特定建築材料が含まれているかどうかの確認を行わせる。それでも確認が出来なければ、③分析による事前調査を行うこととする。

また、道路施設の事前調査を行う際に「道路施設におけるアスベスト対策について報告書」を参考にして調査を進めてください。

・事前調査結果の発注者への説明

解体等工事の施工者は、当該解体等工事が特定粉じん排出等作業を伴う建設工事(特定工事)に該当するか否かについて調査を行い、その調査結果について発注者に対して、説明しなければなりません。その際は、次の事項を書面に記載して、説明する必要があります。ただし、明らかに特定工事に該当しないもの(特定粉じん排出等作業を伴わない建設工事)として施工規則に定めるものは、事前調査の必要がない。

① 調査を終了した年月日

② 調査の方法

③ 調査の結果

・・・「事前調査結果報告書.docx」参照

- ・事前調査の結果特定建築材料が使用されていない場合

特定建築材料が使用されておらず、特定工事に該当しない場合でも、その旨を現場に掲示することが受注者に義務付けられていますので「建築物等の解体等の作業に関するお知らせ（案）改正法対応表示看板.xls」を使用し、必要事項を記載して現場に掲示してください。

- ・事前調査の結果特定建築材料が使用されている場合

事前調査の結果、特定建築材料の使用された建築物であることが判明し、それを解体、改造・補修することにより石綿の飛散等のおそれがある場合は発注者が特定粉じん排出等作業の開始日の14日前までに環境保全課へ届出をしなければならない。

しかし、事前調査は受注者が行うこととされているため、受注者は、当該工事が特定工事に該当するか否かの調査結果を、特定工事に該当する場合には、届出事項を発注者に書面で説明することが義務付けられている。さらに、受注者は、事前調査結果の内容を公衆見やすいように掲示するとともに、大気汚染防止法（大防法）に基づく作業基準にしたがって処理を行わなければならない。

これ以降の事務の流れにおいては、事前調査の結果特定建築材料が使用されている場合に限定されるため、「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル2014」等を参照し、岡崎市環境部環境保全課と調整して事務を進めてください。